

■議会運営

①定例会 年4回(3・6・9・12月)

②議会運営委員会

委員構成	委員長、副委員長各1名、委員3名、 計5名
任期	委員の任期は、議員の任期とする
所管事務	会期及び議事日程、議案、意見書、請願等の取扱、選挙等の連絡調整、その他諸般の協議に関すること
開催状況	主として議会開催日の3日前に開催。しかし、急施事件発生等の場合必要に応じて随時開催

③議案審議

予算	当初は予算審査特別委員会を設置して付託審議し、会期中に審査終了、報告補正は本会議において審議
条例	本会議において審議
決算	決算審査特別委員会を設置して付託審議し、会期中に審査終了、報告
その他	人事案件、専決処分、事件議案等は本会議において審議

※議案は議会開会一週間前に各議員に配布

④発言

一般質問

- ・一般質問は、各定例会において議長の定める期間内に文書でその要旨を通告している。
- ・発言順序については、通告書の受付順序とする。

緊急質問

- ・急を要する時、やむを得ないと認められる時は議会の同意を得て行うことができる。

質疑

- ・一問一答制を実地、一議員20分の時間制限を実施。

⑤会議録

- ・会議録は、定例会、臨時会とも作成。
- 調整方法はデジタル録音により収録し正副2部作成している。

⑥議会広報

- ・定例会毎に広報編集特別委員会(3名)を開催し、年4回町の広報誌に掲載している。
- 全戸配布